# 北九州市介護サービス相談員派遣事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、介護サービスの苦情に至る事態を未然に防止し、介護サービスの質の向上を図るため、北九州市介護サービス相談員（以下「相談員」という。）の介護サービスが提供されている現場への派遣に関し、必要な事項を定め、もって利用者が安心して介護サービスを利用することができる環境づくりに貢献することを目的とする。

（活動内容）

第２条　相談員は、介護サービスが提供されている現場を訪れ、次の活動を行う。

（１）介護サービスの現状を把握すること

（２）介護保険施設等の行事に参加すること

（３）介護サービス利用者等の話を聴き、相談にあたること

（４）介護保険施設及び介護サービス事業所（以下「施設等」という。）の管理者や従事者と意見交換をすること

（５）その他市長が特に必要と認めること

２　相談員は、前項の活動を行ったときは、その内容を市長に報告しなければならない。

３　相談員は、介護サービス相談員であることを証する文書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　相談員は、第１項に規定された活動の中で、必要がある場合は、随時、市に報告を行うものとする。報告を受けた市は、速やかに必要な対応を行うものとする。

（登録）

第３条　相談員は、高齢者福祉に対する熱意と理解がある者で、一定水準以上の研修を修了した者のうちから市長が登録する。

２　相談員が次の各号の一に該当する場合には、当該相談員の登録を解くことができる。

（１）活動に支障があり、又はこれに堪えないとき

（２）活動を怠り、又は、活動上の義務に違反したとき

（３）相談員としてふさわしくない行為があったとき

（守秘義務）

第４条　相談員は、当該活動で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（研修）

第５条　相談員は、市等が行う研修に参加する等、必要な知識及び技能の向上に努めなければならない。

（派遣対象施設等）

第６条　相談員を派遣する対象施設等は、市が募集を行い、応募した施設等の中から選定するものとする。

（施設等の承諾）

第７条　前条により選定された施設等は、相談員の受け入れに際し、北九州市介護サービス相談員受入承諾書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（情報提供）

第８条　市は、相談員の活動状況をとりまとめ、市民等に対して定期的に情報提供を行うものとする。

２　相談員の受け入れを行う施設等及び第６条により応募した施設等については、適宜、情報提供を行うものとする。

（委託実施）

第９条　市は、本事業の一部又は全部を次に掲げる団体に委託して実施することができるものとする。

（１）　社会福祉法人北九州市社会福祉協議会

（２）　その他市長が適当と認める団体

（委任）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成１３年１１月１日から施行する。

（様式第１号）　　平成　　年　　月　　日

# 北九州市介護サービス相談員受入承諾書

北九州市長　　様

住　　所
施設又は事業所名
代表者氏名
（施設長又は事業所代表者）
電話番号

北九州市介護保険事業の円滑な実施を図るため、北九州市介護サービス相談員の受入を承諾します。

| 受入を承諾する介護保険施設又は居宅サービス事業所の名称 | 所在地、電話番号及びFAX番号 | 受入担当者氏名 |
|---|---|---|
| | | |